

被扶養者となるためには、

主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。

(同居している場合)

対象者の月額収入 108,333 円以下、かつ 年収 130 万円未満で、

(60 歳以上または障害者は月額収入 15 万円未満、かつ 年収 180 万円未満)

かつ 被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること

(別居している場合)

対象者の月額収入 108,333 円以下、かつ 年収 130 万円未満で、

(60 歳以上または障害者は月額収入 15 万円未満、かつ 年収 180 万円未満)

かつ その額が被保険者からの仕送り額より少ないこと

日本国内に住所を有していない場合、原則として被扶養者の認定は
されません。

住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

(海外留学等、一定の例外あり。詳しくは、健保HPに記載)

これらの内容を確認するため、別紙書類の提出をお願い致します。

被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

ご提示頂く書類は、公平・公正に被扶養者認定を行う為に使用するものであり、目的外に利用することは一切ありません
必要に応じて、証明書類の追加をお願いする場合があります。

		取得先			
全員必ず提出する書類	健康保険被扶養者（異動）届 ※POSITIVE申請		被保険者勤務先		
	被扶養者認定申請書 ※所定の用紙にご記入ください。 (続柄が「子」で出生の場合は不要) (注)				
	住民票（原本） ※世帯全員と続柄が記載されているもの・3ヵ月以内に発行のもの・マイナンバーの記載のないもの		市区町村等		
	所得証明書（原則16歳以上）(注) 給与以外の収入の有無をも確認するため		市区町村等		
16歳以上収入なし	離職に伴う申請	大学・各種学校・予備校生	在学証明書（原本） ※3ヵ月以内に発行のもの	学校など	
		1年以上無職無収入	非課税証明書または課税証明書（原本） ※3ヵ月以内に発行のもの	市区町村等	
		個人事業主を廃業した人	個人事業の廃業届出書（写）	市区町村等	
		雇用保険の状況	退職時源泉徴収票（写）または健康保険資格喪失証明書または退職証明書など退職日のわかるもの	退職した会社	
			受給資格なし	退職証明書（原本）または給与明細書（写）などで雇用保険未加入である旨がわかるもの	退職した会社
			受給資格あり	雇用保険に伴う暫約書 ※所定の用紙にご記入下さい。	被保険者勤務先
			(受給しない)	離職票1・2（原本）	退職した会社
			(受給する意思がある)	離職票1・2（原本） または 雇用保険受給者資格証（写・両面）	退職した会社
			(延長している)	離職票1・2（原本） または 雇用保険受給延長通知書（写）	ハローワーク
			受給終了した	雇用保険受給資格者証（写・両面）受給終了の証	ハローワーク
16歳以上収入あり	勤労収入がある方 (パート・アルバイト等)	雇用契約書(写) (勤務形態や時給等、金額が推測できる雇用契約書) または、連続した直近3ヵ月以上の給料証明書（写）	勤務先		
		確定申告書（写） ※経費明細（収支内訳等）を含む	税務署		
	年金を受給している人	直近の年金改定通知書（写）か振込通知書（写）	年金事務所		
	利子・配当・その他	最新の支払通知書（写）	関係先		
	別居している方（単身赴任・学生は不要）	直近3ヵ月以上の送金証明書もしくは通帳の写	金融機関等		
身体に障害のある方	障害者手帳（写）	市区町村等			
外国に赴任する被保険者に同行する方	家族帯同ビザ	関係機関			
外国籍の方	在留カード（写） 短期滞在ビザは不可	関係機関			

(注) 子を扶養する場合で、被扶養者ではない配偶者に収入がある場合は、配偶者の前年の所得証明書の写しなど収入のわかるものを添付してください。
16歳以上の学生の所得証明書については、所得税法上の控除対象扶養親族と事業主が確認した場合は不要です。
市区町村によって「所得証明書」の呼称が異なります。
なお、市区町村より「所得証明書」が交付できないと回答があった場合のみ、記載省略がない「非課税証明書」を提出してください。
所得金額欄に0円の数字記載がないもの、アスタリスクなどの記号で表示されているものは、受理することができません。
所得証明書が発行されていない期間の収入確認には、源泉徴収票（写）等を提出して下さい。
離職票は、原本を提出していただきますが、健保組合で確認後、原本は返却いたします。また 検認時等で、再度原本の提出をお願いすることがあります。
失業手当の受給期間延長申請中のため、「受給期間延長通知書(写)」をすぐに提出できない人は、一旦必要書類を提出してください。
後日、受給期間の延長が決定されたら「受給期間延長通知書(写)」を必ず提出してください。未提出の場合、被扶養者認定資格が取り消しになることもあります。
添付書類が揃い、収入要件等の確認ができるまでは、認定審査ができませんので、予めご了承ください。
被扶養者の認定日は、「被扶養者異動届」と「被扶養者現況届」、「被扶養者認定に必要な提出書類」を5日以内に提出することが困難と認められる場合を除き、原則として届出により被扶養者資格を健康保険組合が確認した日となります。
配偶者・子以外の親族や内縁関係にある配偶者などを扶養する場合は、健康保険組合までお問い合わせください。